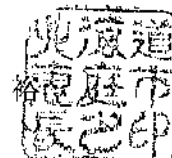


恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第13号

恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第13条（略） (特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(18)（略）	第1条～第13条（略） (特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(18)（略） (19) <u>生後1年に達しない子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u> を育てる会計年度任用職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合 <u>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u> であ

現行	改正案
	<p> <u>って当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者(同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができないものに限る。)</u>若しくは養子縁組里親である者を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間) </p> <p> (20) <u>要介護者(条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者をいう。以下同じ。))の介護又は通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。))が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間</u> </p> <p> (21) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹</u> </p>

現行	改正案
<p>2 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) <u>生後1年に達しない子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>を育てる会計年度任用職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができないものに限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条</p>	<p><u>以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合であつて、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間</u></p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)</p> <p>(2) <u>要介護者(条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護又は通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)</u>が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病</u> <u>_____</u> <u>_____</u> _____のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(5) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合であって、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</u> <u>必要と認められる期間</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)</u>による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p>

現行	改正案
<p>3 第1項第9号、同項第16号、同項第17号及び前項第2号に規定する休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p>	<p>3 第1項第9号、同項第16号、同項第17号及び同項第20号に規定する休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

